

事業用資金のご相談はお早めに！

マル経融資制度

—小規模事業者経営改善資金融資制度—

【マル経融資制度の特徴】

融資限度額 **2,000万円** 融資利息 **1.35%** (R6.10.1 現在)

無担保

無保証人

低金利

手数料不要

マル経融資は、事業用資金を必要とする小規模事業者を対象に、商工会議所が推薦し日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

融資対象	①常時使用する従業員数が、5人以下の商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く) 20名以下の製造業・建設業・その他 ②津山商工会議所管轄区域内で1年以上事業を営んでおり、所得申告していること ③原則、6カ月以前から当所の経営支援を受けており、経理内容が明らかであること ④所得税・法人税・事業税・県市民税(均等割を含む)等、納期限の到来している税金を完納していること ⑤商工業者であり、日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でないこと
融資内容	①融資限度額 2,000万円以内(1,500万円以上の場合、事業計画書が必要) ②融資利息 年利1.45%(令和6年9月1日現在) ※利率は金融情勢により変わります。 ③返済期間 ●運転資金 7年以内 ●設備資金 10年以内 ④据置期間 ●運転資金 1年以内 ●設備資金 2年以内

■お申し込み時にご用意いただくもの	■利用例
(1) 決算書控・申告書控(いずれも2期分)、営業確認書類	運転資金 ・商品の仕入 (在庫の補充、新製品購入等) ・資金繰り (買掛金決済、手形決済、賞与支払、その他経費の支払等) 設備資金 ・店舗・工場等建築 (老朽化した店舗・工場等の増改築) ・機械、車両、什器等の購入
(2) 最近時の試算表(決算後6ヶ月以上経過時)※個人は直近資産	
(3) 今期の売上見込み(受注・見積状況)	
(4) 納税額を証明できる書類(所得・法人税、事業税、県市民税) ※領収印のある納付書、振替口座のコピーなど	
(5) 法人登記簿謄本履歴事項全部証明書(初回申込の場合)	
(6) 自宅及び事業に関する土地・建物の全部証明書 ※法人名義・代表者名義・親族名義(初回申込の場合)	
(7) 見積書、建物設計図(設備資金の場合)	
(8) 借入推薦依頼書(当所備付)	
※その他必要に応じ、上記以外の書類の提示をお願いすることがあります	

お申込み・お問合わせ **津山商工会議所 津山中小企業相談所**

〒708-8516 津山市山下30-9

TEL 0868-22-3141 FAX 0868-23-5356